

せりと、然に天正十八年、兵燹に罹り、賴朝、時政等の神領寄進狀、社殿と共に燒失せりと、慶長元年の棟札及寛永十年の棟札に見えたり、爾來所領を失ひ、伊豆全州の勸進を以て、修營の費に充てしと、即ち慶長元年全州の勸進に依りて社殿再興、次いで寛文、貞享、享保、明和年間勸進によりて修營あり、寛文九年、貞享四年、享保八年、明和九年の勸進許狀を藏す、明治の初年郷社兼村社に列せられ、深澤神社と稱せしが、二十八年中現社號に改め、同三十一年中縣社に昇格す。

社殿は本殿、幣殿、拜殿、其他庭屋、神樂殿、後拜所あり、境内二千七百八坪(官有地第一種)を有し、老樹鬱葱として、頗る幽邃の地なり、祠傍一老楠あり、周圍四丈二尺、延喜式所載の廣瀬神社は、其の當時小社に列せられ、當國神階帳には、從一位廣瀬明神と見え、國內有数の神社にして、舊説皆三島神社の攝社なる小濱の廣瀬神社(之を辨天と稱す)を以て之れに充てたりしが、當國式社考證之を否定して、當社を以て式の廣瀬神社として、小濱の廣瀬を以て當社の分祠なりとす、豆州志稿及特選神名牒を贊す、豆州志稿に云く、

「式内廣瀬神社なる可し、往昔狩野川、祠傍に流れ古川の此地に至り、深澤川、大澤川と相會して、流域始て大を爲す、故に廣瀬と稱せしならむ、大和國廣瀬神社も、初瀬佐保の二川、社邊にて合流するより其稱あるが如し、現今、社西、神島村の内に廣瀬の地名存す」

然るに近世川村某、其著式社考證に、間宮村八幡を以て廣瀬神社に充て、當社を以て廣瀬神社とする説を却けて云く、

「或は廣せは、深澤神社ならんと云へども、其説受けがたし、何となれば、區域相近き深澤より、三島へ遷し奉るべき謂れあるべからず、若し遷し奉りしとする時は、舊地には只其しるしばかりを殘す爲に、小祠坏

こそ立て置くべけれ、今に其御神社の、却つて諸社に卓越せる大社なるべき謂れあるべからず、とにかくに深澤たるの説には隨ひがたくなん」

境内神社 見 目 神 社

例 祭 日 一月十七日

會計法適用 明治四十一年九月二十五日  
指定年月日 告示第四百三十四號

神饌幣帛料供進 明治四十年一月十二日  
指定年月日 告示第十二號  
氏子戸數 二百六十五戸  
崇敬者員數 未詳

○静岡縣駿河國安倍郡有度村大字草薙字芳澤

縣 社 草 薙 神 社

祭 神 日 本 武 尊 譽 田 別 尊

傳へ云ふ、景行天皇五十三年、天皇東國巡幸、同九月二十日、鑿略を是地に駐められ、尊の神靈を鎮め給ふ、故に其の處を天皇原といふ、初め社地は、現地より稍西方に在りしが、天正十八年台命に依りて、今の地に奉遷すと、日本書紀景行天皇四十年の條に、

「冬十月、日本武尊、初至駿河國、其處賊陽從之、欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊、信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之憤、放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之、向燒而得免、